慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	利息制限法の適用と法人格否認の法理： 東京高判平成二四年六月四日(判時二一六二号五四頁)をめぐって
Sub Title	The application of interest rate restriction act and the doctrine of piercing the corporate veil
Author	金山, 直樹(Kanayama, Naoki)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2014
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.87, No.9 (2014. 9) ,p.109- 141
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	特集 企業再編の現代的課題：日中民商法比較の観点から
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20140928-0109

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

特集　企業再編の現代的課題――日中民商法比較の観点から

利息制限法の適用と法人格否認の法理

――東京高判平成二四年六月四日（判時二一六二号五四頁）をめぐって――

金山直樹

はじめに
一　判決
(1)　第一審判決
(2)　本件判決
二　考察
(1)　本件報酬のみなし利息該当性
(2)　法人格否認の法理の再検討
(ア)　本判決の考え方
(イ)　最高裁の立場
(ウ)　解決の方向性
おわりに

はじめに

会社は、その構成員たる株主や取締役とは別個・独立の法人格を有する。法人格の別個・独立性は、原理的には、①会社のための法律行為は、もっぱら会社の機関が行い、株主（社員）はこれを行う権限を有せず、②それに伴って発生する権利・義務も、機関や株主にではなく、もっぱら会社に帰属する、という形で現れる。

法人格否認の法理は、例外的に、会社の法人格としての別個・独立性を否定して、問題となった法律関係につき、会社とその背後にある者とを同一視することを可能にする法理論である。[1] この法理を正面から認めた最判昭和四四年二月二七日（民集二三巻二号五一一頁――後に①判決（後述一二六頁）として検討）に基づいて、一般に、以下のような類型があると説かれている。

(a) 形骸化型

法人格の形骸化とは、会社が実質的には株主（社員）の個人経営である状態、または、子会社が親会社の営業の一部門に過ぎない状態がある場合を指す。後者の場合につき形骸化しているというためには、多くの裁判例によれば、単に株主（社員）と親会社が会社・子会社を完全に支配しているだけでは足らず、①総会・取締役会の不開催、株券の不発行、②業務の混同（会社の存在の識別困難性）、③財産の混同など、法人格無視の諸兆候が表れている必要がある。

(b) 濫用型

法人格の濫用とは、株主によって法人格が意のままに道具として支配され（支配の要件）、かつ、支配者に違法または不当の目的がある（目的の要件）場合を指す。裁判例によれば、たとえば、①競業避止義務などの不作為義務を負担する者が会社を利用して義務の潜脱を試みるときは、潜脱者と会社との別法人格性は否定され、会社

も競業避止義務を負う。②倒産の危機にある会社が強制執行免脱・財産隠匿のため、新会社を設立して業務を継続するときは、両会社の法人格の別異性は否定され、旧会社債権者は新会社に対して請求をすることができる。③親会社が不当労働行為の意思に基づいて子会社を解散するときには、子会社の法人格は否定され、子会社従業員と親会社との間に雇用関係が存続すると扱われる。

以上のように、法人格否認の法理は、実体と形式の間に乖離がある場合において、例外的に適用される。注意すべきは、それが特定の場面（法律関係）に限って発動され、その限りで会社とその背後にある者とが同一視されるに留まることである。言いかえれば、法人格否認の法理は、当該法人格を一般的に否定するものではない。

従来、法人格否認の法理は、上記のように、「形骸化型」と「濫用型」の二類型に分類して説明されてきた。しかし、法人格否認の法理そのものに関する理論的説明は、十分になされているのだろうか。

以下においては、この点につき示唆を与える最近の高裁判決を一つ検討してみたい。当該判決に注目した理由は、第一に、法人格否認の法理の根本的検討を促す恰好の素材を提供しているからであり、第二に、それが利息制限法適用の最前線を示したものとして注目されるからである。

この判決は、具体的には、貸主が複数の会社の法人格を巧みに利用して金銭貸付を行い、実質的に利息制限法違反の利息・遅延損害金を取得しようとして借主に対して貸金返還を請求したのに対して、借主が利息制限法違反の過払金につき不当利得返還請求をした、という事案を扱ったものである。なお、実際には、過払分について充当合意があったかも重要な争点であったが、その点の検討は省略することをお断りしておく。

一　判決

登場人物が多いので、最初に関係者を明らかにしておこう。

X_1……融資を必要としていた出版社
X_2……X_1の代表取締役
L……X_1の（元）営業部長
O……X_1の（元）取締役
Y_1・Y_2……バージン諸島法に準拠して設立された不動産投資会社
Y_3……日本で設立された音楽関係会社
Y_4……ドミニカ共和国法に準拠して設立された不動産投資会社
Y_5……日本で設立された経営コンサルタント有限会社
Z……Y_1・Y_2・Y_4の代表者、Y_3の取締役（Zと生計を同じくする配偶者Aが代表取締役）、Y_5の唯一の取締役

X_1は、平成一五年頃、資金繰りが苦しくなり、運転資金の借入先を探していたところ、X_1の営業部長Lから――X_1の元取締役Oの仲介を通じて――ある会社の顧問をしていたZを紹介され、同年七月二〇日に、資金調達のため、X_1とY_5との間で本件「アドバイザリー契約1」を締結した。報酬は、定額で毎月三一万五〇〇〇円、成功報酬として資金調達の具体的な案件が成立した場合には各案件総額の五％と定められた。その結果、X_1は、Zの紹介・仲介により、合計三つの訴外会社から合わせて一億円を借り受けることができた。これにつき、X_1は、Y_5に

対して、成功報酬として四四六万円を支払っている。

その後、平成一六年に入って、X_1がZに対して、さらに資金の融資先の紹介を求めたところ、Zの勧めによって、X_1は、Z自身が取締役を務めるY_1～Y_4の会社から借入をすることになり、平成一六年二月から平成二〇年三月までにかけて、Y_1～Y_4との間で借り入れと返済を繰り返した。利息は、年利一五％（＝利息制限法一条一項所定の元本一〇〇万円以上の場合に適用される上限利率）と定められていた。

X_1はその後、新規に運転資金を借り入れる必要がなくなったので、平成一六年一〇月および一一月分のY_5に対する定額報酬の支払いを停止していた。しかし、同年一二月頃、再び運転資金が必要となったため、Zに相談したところ、Zから、貸付とアドバイザリー契約は一体であり、借入金の元本ならびに利息の返済が終わるまで定額報酬は支払わなければならない旨を告げられ、結局、未払い分・将来分を合わせて六か月分の定額報酬および成功報酬を天引きする形で、同年一二月二九日に、Y_3とY_4からそれぞれ一〇〇〇万円ずつの融資を受けた。それを受けて、X_1は、「アドバイザリー契約1」に基づきY_5に対する定額報酬として、平成一六年三月から平成二〇年四月まで、総額一五七五万円を支払った。

平成一九年九月、X_1は、Zの提案に基づき、Y_5との間で締結されていた「アドバイザリー契約1」に加えて、Y_4との間で成功報酬を定める「アドバイザリー契約2」を締結した。それに基づいて、X_1は、X_2の連帯保証の下、年利一五％、遅延損害金二九％で、平成二〇年二月二〇日にはY_1との間で一五〇〇万円の「金銭消費貸借1」を、同年三月六日にはY_2との間で一五〇〇万円の「金銭消費貸借2」をそれぞれ締結し、それに応じて成功報酬をY_4に支払った。

このような事情の下、Y_1およびY_2が、X_1に対して貸金およびその遅延損害金の支払いを求め、同時に、X_2に対してその連帯保証債務の履行を求めて訴えた。これに対して、X_1側は、(a)Yらの法人格の否認を主張するととも

に、(b)本件各報酬が「みなし利息」に該当すると主張して、利息制限法を超える過払金につき不当利得の返還請求およびその利息の支払いを求めた。これが本件である。

(1) 第一審判決（東京地判平成二二年四月一五日金判一四〇一号二六頁――裁判官・中村也寸志、宮島文邦、中保秀隆）

(a) Yらの法人格の否認

Yらの法人格の否認につき、X側は、次のように主張した。「本件各貸付け、本件各アドバイザリー契約の締結並びにこれに基づく定額報酬及び成功報酬の徴収は、法形式上は別個の法人が行っているが、以下のとおり、Zを除くYらの法人格は形骸化しているし、本件各アドバイザリー契約の締結並びにこれに基づく定額報酬及び成功報酬の徴収は、Zが法を潜脱する目的でZを除くYらの法人格を濫用して行ったものであるということができるから、法人格否認の法理により、Y_5社が受けた本件アドバイザリー契約1に基づく定額報酬及び成功報酬、Y_4社が受けた本件アドバイザリー契約2に基づく成功報酬は、法三条所定のみなし利息に当たり、また、Zを除くYらは、Zと一体であるということができるから、Zを介して全体として一体とみなされるべきであり、本件各貸付けによって生じた過払金返還債務がYらおよびZの連帯債務となるというべきである」。

この点に関して、判決は、「Xらは、いわゆる法人格否認の法理の適用も主張するが、上記主張する事情がすべて認められても、……Zを除くYらが一体であり、制限超過部分を元本に充当したことにより発生した過払金返還債務が連帯債務関係となるということができないから、Xらの上記主張については判断を要しない」と判示している。

(b) 報酬の「みなし利息」該当性

判決は、アドバイザリー契約1・2に基づく定額報酬および成功報酬が利息制限法三条の定めるみなし利息に該当するかにつき、「Zは、法を潜脱し、Y_5社及びY_4社に上記成功報酬及び定額報酬を取得させることを意図したものということができるから、上記成功報酬及び定額報酬は、法三条所定のみなし利息に当たるということができるし、制限超過部分を元本に充当したことにより過払金が発生した場合には、過払金につき民法七〇四条の『悪意の受益者』であるというべきである」と述べる。ただし、すべての報酬がみなし利息として評価されるわけではないとして、次のように説く。

「……上記平成一六年一〇月分から平成一七年三月分までの定額報酬を除く、Y_5社が本件アドバイザリー契約1に基づき支払を受けたその余の定額報酬については、本件各貸付けと直接の関係がなく支払われており、本件各貸付けとの対応関係が明らかではないのであるから、上記定額報酬については、本件各貸付けに係る元本使用の対価であるとまでいうことはできず、法三条所定のみなし利息に当たるということはできない。これに反するXらの主張は採用することができない」。

このように、第一審判決は、アドバイザリー契約2に基づく報酬だけをみなし利息として扱い、これに利息制限法の規定を適用している。その上で、①X_1およびX_2は連帯してY_2に対して一〇二〇万円およびこれにつき支払い済みまで年二一・九％（＝利息制限法の上限額）の割合による金員を支払うべきこと、②Y_1はX_1に対して四六八万円およびこれにつき支払い済みまで年五％の割合による金員を支払うべきこと、③Y_3はX_1に対して一四〇二万円余りを年五％の利息と共に支払うべきこと、④Y_4はX_1に対して一四〇七万円余りを年五％の利息と共に支払うべきことを命じ、その余の請求を棄却した。

これに対して、XYら双方から控訴がなされた。それが本件判決である。

(2) 本件判決（東京高判平成二四年六月四日判時二一六二号五四頁――裁判官・加藤新太郎、柴田秀、河田泰常）

控訴審判決も、(a)Yらの法人格否認の可能性を検討した上で、(b)本件報酬がみなし利息に該当するかを検討している。その順に、判決の論理を辿ろう。

(a) Yらの法人格の否認

判決は、まず次のように述べている。

「Y_1社、同Y_2社及び同Y_4社は、それぞれ多額の社債を発行しているところ、その社債の引受人がZまたはYらである場合には、Yら間で資金が循環していることとなる。……

法人格が否認されるためには、法人格の形骸化または法人格の濫用のいずれかに該当することが必要である。ここでいう法人格の形骸化とは、法人格が全く形骸にすぎない場合をいい、法人とは名ばかりで会社が実質的には株主の個人営業である状態、または、子会社が親会社の営業の一部門に過ぎない状態がその典型であると解される。このような法人格の形骸化の判定のためには、株主が当該法人を実質的に支配していることに加えて、[1]会社財産と支配株主等の財産の混同（営業所や住所の共有、会計区分の欠如等）、[2]会社と支配株主等の業務の混同（外見による区分困難、同種事務の遂行等）、[3]株主総会・取締役会の不開催、株券の違法な不発行など会社法、商法等により要求される手続の無視、不遵守といった徴表がみられるかどうかに着目することが相当である。また、法人格の濫用とは、法人格が、株主個人又は親会社により意のままに道具として支配され（支配要件）、その法人格を利用することにつき、支配者に違法または不当な目的（目的要件）がある場合をいうも

のと解される」。

判決は、このような観点から、まず「形骸化」を裏付ける間接事実（評価根拠事実）として、次のような認定を行っている。

①Y_4社、Y_1社及びY_2社は、いわゆるタックスヘイブンで資金調達の斡旋等を目的として、平成一六年九月から平成一八年六月にかけて設立された――資本金をそれぞれ一〇〇〇米ドル、一〇〇米ドル、一米ドルとする――ペーパーカンパニーであり、いずれも本店所在地に営業の実体がない。

②Y_1社、Y_2社及びY_4社の唯一の出資者及び日本における代表者はいずれもZであり、またY_5社の唯一の取締役もZで、その唯一の出資者はZと生計を共にする妻である。Y_1社、Y_2社、Y_4社、Y_5社及びY_3社のいずれもが、その日本における支店や本店の所在地がZと密接な関係のある場所にあるとされているが、同所にこれらの法人の実体のある営業所は存在しない。

③Y_3社は、近年において新規投資を実施せず、実質的に休止に近い状況にあり、現在の本店所在地は名前を置いているだけで、専従の従業員の常駐はなく、常時業務に携わっている役職員はいない。Zは、株式の二〇・七％を保有する筆頭株主であり、かつ、取締役である。

④Y_3社において平成一三年三月二二日に取締役会が開催された以外には、Yらにおいて取締役会、株主総会等が開催された事実は証拠上認められない。

⑤Yらは、Zの税務対策上、小学校受験対策の教室の事業主体を転々と変えたにもかかわらずY_5社から同教室のスタッフ数名に対して一定の金員が支払われるなど、業務の混同がみられる。

⑥Zは、Yらを利用し、本件各貸付けにつき、誰が貸主になるか、貸付けの準備、貸付けの実行及び貸付金の回収に至るまで一連の過程を一人で決定し、実行していた。

⑦本件各アドバイザリー契約に基づく成功報酬の入金処理が、Y_5社にされていなかったり、まとめてなされているなど、Yら間の財産の混同がみられる。

⑧Y_3社の事業目的には資金調達の斡旋や貸金業はなく、平成一六年当時、活動休止状態にある。平成一六年中におけるX_1社に対する一時二〇〇〇万円に達する貸付金の原資が全く不明であるのみならず、平成一九年一一月二六日のX_1社に対する一〇〇〇万円の貸付けについての記載がなく、同期間におけるX_1社に対する貸付けの利息収入の記載もない。

判決は、①②③⑥⑦の事実からZがYらを実質的に支配していたことが推認されるのみならず、それが両者の財産に混同があることの徴表（⑤はYらの業務の混同の徴表、④は会社法、商法等により求められる手続の不遵守の、⑧は企業会計上求められるルール無視の徴表）であると認めるとともに、さらにY_1社、Y_2社およびY_4社の各社債引受人はZまたはYら法人であることに着眼して、「Yら間ではZを中核として、資金が循環し、それによりYらの財務が混同している」と認定している。そして、ZがYらを完全に支配している結果、Yらの法人格は形骸化しているとして、「Xらとの間においては、Yらの法人格を否認した上、本件各貸付けについて考えていくのが相当である」との立場を明らかにする。以上がYらの法人格の形骸化に関する判示である。

ところが、判決は、さらに濫用についても判断している。そこで問題になる「支配」と「目的」の要件に関して、判決は、次のように間接事実を整理している。

⑨Zは、平成一六年二月にX_1社からの資金繰りの協力要請を受けて、同月二五日にY_3社との間で金銭消費貸借契約を締結させたが、当時Y_3社は休眠中であり、X_1社に対し、一〇〇〇万円もの金員を貸し付ける原資を有していたとは考え難く、融資金はZ又はY_5社にて用意したうえ、X_1社に貸し付けたものと推認される。

⑩Zは、X_1社からの融資の申込みが頻繁となった時期に貸金事業を事実上の目的としてY_4社、Y_1社及びY_2社を設立したとみる余地がある。

⑪本件各貸付けについては、すべてZのみが関与し、貸主を誰にするかを決定していたのであるから、Y_5社及びY_4社がこれを斡旋する必要はなかったにもかかわらず、両社が斡旋したとして成功報酬を差し引いていた。

⑫Zは、平成一六年一二月ころ、貸付けとアドバイザリー契約は一体であり、元本及び利息の支払が完済されるまで定額報酬は支払わなければならないと述べ、実際に定額報酬分を差し引いた。

判決は、以上の間接事実から、「Zは、平成一六年二月以降、X_1社と貸金取引をするについて、本来の利息以外に定額報酬及び成功報酬を得る目的でYらの法人格を利用したものと推認され、特段の事情のない限り、利息制限法の規定を潜脱する不当な目的があったものと解するのが相当である。本件においては、特段の事情について認めるに足りる主張立証はないから、Zは、Yらの法人格を濫用したものというほかない」と断じている。のみならず、さらに付け加えて、「なお、本件にみられるYら相互の関係と実態にかんがみると、Zの本件各貸付けに係るビジネスは、構造的に法人格を濫用する違法なものと評価される余地があることを付言する」と説く。これは、担当裁判官が別の所で述べているところによれば、本件取引自体が公序良俗違反の法律行為（民法九〇条）として無効とされる可能性が高いものであることを示唆している。(2)

(b) 報酬の「みなし利息」該当性

判決は、法人格が否認された論理的帰結として、アドバイザリー契約1についても、そこから発生した報酬はみなし利息に該当すると判断する。その点に関する判示は、次の通りである。

「X_1社とY_5社及び同Y_4社との間の本件各アドバイザリー契約、X_1社と各貸主との間の本件各貸付けは、いずれもX_1社とZとの間に生じたものとみることができる。そして、本件アドバイザリー契約1は、前記説示のとおり、アドバイザリー契約証書……に定める実体は備えていなかった上、本件各アドバイザリー契約の報酬は、本件各貸付けに関するものであって、その実質は利息とみなすことが相当の性質のものと解すべきである。さらに、上記に説示したとおり、Yらの間には資金が循環している事実が認められるから、Y_5社、同Y_4社の取得した報酬は、Zに還流していることが推認され、これを利息制限法三条のみなし利息に当たると解することが相当である。

また、実質的な支配者が運営する複数の関連会社の法人格が否認される場合には、支配者のほか、複数の関連会社の全員が一体となって形骸化している法人格及び濫用された法人格による利益を享受しているとみることができるから、複数の関連会社がそれぞれ支配者個人と連帯債務関係に立つと同時に複数の関連会社全体が支配者個人を介して、全員が一体となって連帯債務関係に立つと解すべきである」。

判決は、このように述べて、YらおよびZが連帯して過払金の返還債務を負うと判示している。その結果、控訴審判決は、原判決を一部変更して、Y_1およびY_2の請求を棄却するとともに、Y_1〜Y_5およびZはX_1に対して、連帯して三六八九万円およびこれにつき支払い済みまで年五％の割合による金銭の支払いを命じた。つまり、X側

の全面勝訴となったわけである。

二　考察

本判決は、複数の法人Yらを用いて金銭消費貸借を締結したZには、利息制限法の脱法を図る意図があったとして、Yらの法人格を――「形骸化」および「濫用」の両観点から――否定している。その上で、実質的な貸主Zおよび関与した法人Yらに対して、過払金の返還を命じている。

以下においては、(1)暴利に対する裁判所の戦いの一環として本判決を位置づけるとともに、(2)法人格否認の法理を用いたことに関して若干の理論的検討を試みたい。

(1)　本件報酬のみなし利息該当性

利息制限法は、その一条において、消費貸借における利息の契約は、元本の額が一〇〇万円以上の場合には、年一割五分を利息の上限として定め、これを超える超過部分は無効になる、と規定している。そして、同三条において、以下の規定を置いている。

（みなし利息）

第三条　前二条の規定の適用については、金銭を目的とする消費貸借に関し債権者の受ける元本以外の金銭は、礼金、割引金、手数料、調査料その他いかなる名義をもってするかを問わず、利息とみなす。

その結果、元本以外の金銭は、すべて利息とみなされるのが原則である。この条文が、債務者（借主）保護のために設けられていることは言うまでもない。名義いかんによって貸主が元本以外の金銭を受け取れるとなると、利息制限法は簡単に脱法できてしまうからである。

貸主自身が手数料や報酬等の名目で金銭を受け取った場合には、みなし利息の認定は比較的容易であろう。ところが、第三者が登場すると、その認定は容易ではない。なぜなら、信用保証協会[3]などが第三者として徴収する保証料は、そのすべてがみなし利息に該当すると断じるわけにはいかないからである。この問題につき、最判平成一五年七月一八日（民集五七巻七号八九五頁）は、以下のような事実関係の下においては、第三者の徴収する信用保証料および手数料がみなし利息に該当すると判示している。

「D信用保証株式会社は、Y〔日栄〕[4]の貸付金取引の借主に対する信用保証を行うために、Yが一〇〇％出資して平成三年五月に設立した子会社であり、D信用保証株式会社の利益は、最終的にはYに帰属するということができる。D信用保証株式会社は、Yの貸付けに限って保証しており、Yから手形貸付けを受ける場合、D信用保証株式会社の保証を付けることが条件とされている。D信用保証株式会社の受ける保証料等の割合は銀行等の系列信用保証会社の受ける保証料等の割合に比べて非常に高く、D信用保証株式会社の設立後、Yは貸付利率の引下げ等を行ったが、D信用保証株式会社の受ける保証料等の割合とYの受ける利息等の割合との合計はD信用保証株式会社を設立する以前にYが受けていた利息等の割合とほぼ同程度であった。D信用保証株式会社は、Yの借主との間の保証委託契約の締結業務及び保証料徴収業務をYに委託しており、信用調査業務についてもYに任せ、保証の可否の決定業務をも事実上Yに委託していた。また、信用保証会社が貸付金取引の借主の債務を保証する主たる目的は、借主が返済を怠った場合、信用保証会社が貸主に対して代位弁済を

行い、借主に対して求償金の回収業務を行うことにあるにもかかわらず、D信用保証株式会社については、債権回収業務もYが相当程度代行していた。D信用保証株式会社は、その組織自体がこのような各業務を自ら行う体制にはなっていなかった」。

最高裁は、このように説いて、第三者たる信用保証会社の受ける保証料および事務手数料が利息制限法三条所定のみなし利息に該当することを認めた。注意すべきは、ここで過払金の返還債務を負担するのは、貸主Yだけだと考えられていることである。

右の最高裁判決の判旨をそのまま本件事案に当てはめると、どのような解決が導かれるのだろうか。本件では、貸主は法人たるYらであると認定されているので、YらだけがXらによる過払金の返還請求に応ずべきことになりそうである。けれども、それでは、Yらの背後にあって、すべてを取り仕切っていたZという個人の責任を追及することはできない。とくにYらが実体を欠くのであれば、その資産には不安が拭えないので、Zの個人責任を追及する必要性は高い。

本判決は、まさにZをオモテに引きずり出すために、本件を単なるみなし利息の問題として扱うのではなく、法人格否認の法理を用いて解決を導いたのである。もっとも、この点に関して、本件は、法人格否認の法理によることなく、一個の連続した貸付取引であるとして過払金が発生した後に新たに発生する貸金債権に充当する旨の合意を認定した最判平成一九年七月一九日（民集六一巻五号二一七五頁）、同平成二〇年一月一八日（民集六二巻一号二八頁）の解釈で対応できるという評釈もある。[5] しかし、法主体が複数関与する本件においては、単なる充当合意だけでは問題は解決しない。本件においては、一方では、過払金の判断につき、ZとYらを一体的に扱うとともに、他方では、過払金返還債務を負担する法主体としては依然としてZおよびYらを別個・独立に扱わな

ければならないからである。もちろん、契約解釈の結果、そのような扱いが正当だと考えられるわけだが、その過程で法人格否認の法理が用いられているのである。

なお、先例との関係でいえば、本件判決コメントは、法人格否認の法理を適用した本件は、上記・最判平成一五年七月一八日の「射程範囲外」だと位置づけている。けれども、最判平成一五年の事案も、主張さえあれば法人格を否認することができたのではないだろうか。そのような主張があれば、最判平成一五年の事案においても、保証料等の徴収者Dについても、みなし利息の返還義務を課すことができたように思われる。このように考えると、最判平成一五年と本件とは、少なくとも潜在的には共通の要素を持っており、同一線上にある事案として理解することができる。

要するに、本判決の特色は、みなし利息があると判断した点にではなく（それは法人格を否認することなく上記・最判平成一五年七月一八日によって認められている）、法人格否認の法理を適用することによって、貸主と認定されなかった者にも過払金の返還債務があると判断した点にある。この点につき項を改めて検討しよう。

(2) 法人格否認の法理の再検討

本件で法人格否認の法理が適用された最大の理由は、ウラに隠れている個人Zをオモテに引きずり出すためである。個人が複数の法人を用いることによって、過払金の返還債務を免れるようなことがあってはならないと考えられたのである。

本判決は、判決コメント自身が「過剰認定」と評価するほど、きめ細かく間接事実を積み重ねた上で、法人格の否認の両類型の要件が充足されていると判断している。たしかに、法人格否認の法理は、会社法の大原則を否定するものであるから、あくまでも例外的に用いるに留めるべきであって、まさにその濫用がないように注意し

なければならない。[6] この点、本判決は、裁判官が細心の注意を払って事実認定をした上で、法人格を否認すべき二類型の要件を両方とも充足すると判断しているので、商法学の立場からも是認されるのではないだろうか。

もっとも、判決には、法人格否認の法理の理論的不明確さが典型的に現れているように思われる。Yらは、その法人格が否定されたにもかかわらず、背後にあるZとともに、過払金の返還につき連帯債務を負担させられ、その限りで法人格が認められているからである。法主体性を否定されているにもかかわらず、連帯債務を負担するYらの地位は、いかに説明できるのであろうか。

以下においては、この点につき、まず、(ア)本判決がどう考えているのかを検討するとともに、(イ)その背後にある最高裁の立場を確認しよう。その上で、(ウ)解決の方向性を探ってみたい。

(ア)　本判決の考え方

法人格否認の法理の効果に関して、本判決がどう考えているのか、その説示部分を再度引用しておこう。

「実質的な支配者が運営する複数の関連会社の法人格が否認される場合には、支配者のほか、複数の関連会社の全員が一体となって形骸化している法人格及び濫用された法人格による利益を享受しているとみることができるから、複数の関連会社がそれぞれ支配者個人と連帯債務関係に立つと同時に複数の関連会社全体が支配者個人を介して、全員が一体となって連帯債務関係に立つと解すべきである」。

率直なところ、この論理は理解し難い。たしかに、本件では、利息制限法を脱法するために法人格が濫用され、その法人格による利益、具体的には制限超過利息の受領という利益は――少なくとも形式上は――Yらが享受している。けれども、出発点において、法人格を濫用しているという理由でYらの法主体性を否定しておきながら、

結論において、法人格による利益を享受しているという理由でYらの法主体性を承認するというのでは、論理が余りにも薄弱である。それは、「Yらには法人格はないが、ある」と述べているのに等しいからである。

もっとも、この点は、本件に固有の問題ではなく、法人格否認の法理が適用される場合に一般的に見られる問題である。そこで、最高裁がこの点につき、どのように考えているのかを確認しておこう。

(イ) 最高裁の立場

この問題に関係する最高裁判決は、二つある。一つは、会社と個人の関係において（→①判決）、もう一つは、複数の会社の関係において（→②判決）、法人格否認の効果を明らかにしたものである。

①最判昭和四四年二月二七日（民集二三巻二号五一一頁――裁判官・松田二郎、入江俊郎、長部謹吾、岩田誠、大隅健一郎）

この判決は法人格否認の法理を認めたリーディングケースである。電気店を営むため、A会社がPから店舗を借りていた。A会社は実質的にはその代表取締役であるDの個人企業そのものであった。その後、DとPとの間で本件店舗を明け渡す旨の和解が成立したが、明け渡されなかったため、PがA会社を訴えた。そこで、当該和解契約の効力がA会社に及ぶのかが争われた。最高裁は、法人格否認の二大類型を打ち立てた上で、次のように説いている。

「株式会社は準則主義によつて容易に設立され得、かつ、いわゆる一人会社すら可能であるため、株式会社形態がいわば単なる藁人形に過ぎず、会社即個人であり、個人即会社であつて、その実質が全く個人企業と認められるが如き場合を生じるのであつて、このような場合、これと取引する相手方としては、その取引がはた

して会社としてなされたか、または個人としてなされたか判然しないことすら多く、相手方の保護を必要とするのである。ここにおいて次のことが認められる。すなわち、このような場合、会社という法的形態の背後に存在する実体たる個人に迫る必要を生じるときは、会社名義でなされた取引であつても、相手方は会社という法人格を否認して恰も法人格のないと同様、その取引をば背後者たる個人の行為であると認めて、その責任を追求することを得、そして、また、個人名義でなされた行為であつても、相手方は敢て商法五〇四条を俟つまでもなく、直ちにその行為を会社の行為であると認め得るのである。けだし、このように解しなければ、個人が株式会社形態を利用することによつて、いわれなく相手方の利益が害される虞があるからである」。

このように、本判決は、法人格否認の法理が適用される場合には、行為が誰の名義でなされたかどうかにかかわりなく、相手方は、その法律効果を会社と個人のどちらにでも帰属させることができると判示している。ただし、素直に判決文を読むならば、相手方は、好むところに従って会社と個人のどちらかを選択することができるに留まるように見える。

だが、調査官解説によれば、本判決は、相手方は個人と法人の両方に対して並存的に取引上の責任を問えると判示したものとして位置づけられている。(7) ただ、その理由としては、法人格の否認が、個人と会社とのいずれに対しても責任を問いうることを意味するからであると述べられているだけであって、(8) ほとんど同語反復の感さえある。ともあれ、調査官解説は、本件においては、当初からD個人だけが店舗の賃借人であったと解する必要はなく、A会社名義でなされた賃貸借契約の責任をD個人も負担すべきであり、Dが個人名義でした合意解除はAの行為としての効果をも生ずると解すれば足りる、という。(9)

なお、本判決に関しては、和解契約において、D個人はもちろん、A会社も代表取締役Dを通じて店舗の明け

渡しをPに約束したと認めれば、法人格否認の法理を用いるまでもなく処理しえたであろう、と述べられている。[10] あるいは、端的に、「（個人）Dこと（会社）A」と理解すれば足り、当事者確定の問題にすぎないと片付ける論者も見られる。[11] しかし、契約解釈で済むという議論は、少なくとも①判決については慎しむべきではないだろうか。なぜなら、そもそも①判決の事案においては、個人の行為が会社のためになされたという点につき原審において何ら認定されていないから、いくら契約解釈を施しても和解の効力を会社にまで及ぼすわけにはいかず、だからこそ法人格否認の法理が適用された、というのが審理の実情だからである。[12]

いずれにしても、本判決の結論自体は明解であり、それに反対する学説は見られない。けれども、その結論は、法人格との関係では、必ずしも説得的に導かれていないように思われる。

②最判昭和四八年一〇月二六日（民集二七巻九号一二四〇頁――裁判官・岡原昌男、小川信雄、大塚喜一郎、吉田豊）

A株式会社の代表取締役Dが、Aの賃借している居室の明渡しや延滞賃料等の債務を免れるために、A会社と同一商号の新会社を設立したにもかかわらず、その事実を賃貸人Pに知らせなかったため、Pが、Aという会社名を表示して、旧会社の債務の履行を求める訴訟を提起した。争点は、Dが新会社の代表者として、実体法上および訴訟法上、新旧両会社は別異の法人であると主張することができるかである。実体法上の問題について、判決は次のように説く。

「株式会社が商法の規定に準拠して比較的容易に設立されうることに乗じ、取引の相手方からの債務履行請求手続を誤まらせ時間と費用とを浪費させる手段として、旧会社の営業財産をそのまま流用し、商号、代表取

締役、営業目的、従業員などが旧会社のそれと同一の新会社を設立したような場合には、形式的には新会社の設立登記がなされていても、新旧両会社の実質は前後同一であり、新会社の設立は旧会社の債務の免脱を目的としてなされた会社制度の濫用であつて、このような場合、会社は右取引の相手方に対し、信義則上、新旧両会社が別人格であることを主張できず、相手方は新旧両会社のいずれに対しても右債務についてその責任を追求することができるものと解するのが相当である」。

ここでは、相手方Pは、新旧両会社のいずれに対しても、賃料や明渡しを請求することができるとされている。この判決も、新旧両会社がどのような関係に立つのかにつき明らかにするところがないが、「新旧両会社のいずれに対しても」との文言があることから、両会社の履行責任は並存すると考えられているように読める。[13] だが、ここでも、その論拠、とくに法人格の否認によって導かれる効果とどのような関係に立つのかは明らかでない。ともあれ、この判決の一般論（傍点部分）は、後に、最判平成一七年七月一五日（民集五九巻六号一七四二頁――後掲注(26)参照）に引き継がれることになる。

以上、要するに、最高裁においては、ある法人に法人格否認の法理が適用され、当該法人の法人格が否定されても、関係する複数の法主体は――法人格の否定された当該法人も含めて――各々法人格を持ち続け、並存的に、契約の拘束力を受け（①判決）、また債務を負担する（②判決）ことが認められている。だが、その結論は、そもそも法人格否認の法理と整合性があるのだろうか。なぜなら、法人格否認の効果は「複数の法主体を法律上同一視する」ことにあるはずだが、それが文字通り二つの法主体を同一視することを意味するのであれば、そこには一つの法主体しかありえないはずだからである。

この点は、法人格否認の法理の及ぶ範囲は当該法律関係に限られる、と述べたところで、[14] 何の説明にもならな

い。なぜなら、法人格否認の法理によって当該法律関係につき存在を否定された法主体に法律効果が及んでいると解することは、取りも直さず、当該法律関係につきその法人格が否定されていないことを意味しているからである。

この問題を解決する方向性を探るため、再び、本件に立ち戻って考えてみよう。法人格否認の法理は、個別具体的な法律関係においてしか、その本性を現さないからである。

㈾ 解決の方向性

そもそも、本判決が法人格を否認したのは、ウラにいて実質的利益を享受していた個人Zをオモテに引きずり出すためである。会社Yらの法主体性を否定してこそ、Zをオモテに登場させることができると考えられたのである。ただし、法人論からいえば、原則として、ウラにいたZがオモテに登場した瞬間、それまでオモテにいたYらは姿を消すはずである。したがって、Zをオモテに登場させた以上、Yらが過払金返還債務を負担するという結論は導き出せないはずである。

一般に、法人格否認の効果としては、「会社の法人としての存在そのものを否定するものではなく、それを認めながら、特定の事案につきその解決に必要な範囲で、法人格があるところにそれがないのと同様の扱いを認めようとするものである。その結果、法人格の背後にある個人をとらえてその責任を問うことになる」と説かれている。[15] だが、その命題を当てはめても、何ら答えは出てこない。むしろ、「企図されている違法な結果を阻止するに適する法的構成が問題解決の基礎とされなければならない」という指針[16]の方が役に立つように思われる。そのためには、法人格のどの属性が否定されるのかを特定することによって、法人格否認の効果を具体的に定位しなければならない。[17] このように考えるならば、一方で、Zのみならず、Yらにも過払金の返還義務を認めるためには、何らかの形でYらの法主体性を温存しなければならないという実践的要請を正面から受けとめるとともに、

他方で、そのために法人格の属性のどの部分を否定し、またどの部分を温存させるのかを理論的に考究すべきことになる。では、具体的にいかなる解釈論を考えることができるのだろうか。さしあたり、二つの解釈学的構成の可能性があるように思われる。

(a)　消費貸借と不法行為の区別

第一は、本件法律関係を分析するに際して不法行為の視点を加えることが考えられる。その視点からは、Yらは貸主としての法主体性は否定されるが、不法行為者としての法主体性は依然として持ち続けると解することができるように思われる。そもそも法人格否定の法理は、特定の場面、すなわち特定の法律関係に限って発動され、その限りで会社とその背後にある者とを同一視するに留まり、当該法人格一般を否定するものではない。だから、Yらの貸主としての法主体性は否認しつつも、不法行為者としての法主体性を認めることは、何ら背理ではないはずである。[18]

問題は、Yらの行為が不法行為だといえるかであるが、この点は先に本判決の紹介のところで見た通り、担当裁判官も認めているところである。というのは、繰り返しになるが引用すると、「本件にみられるYら相互の関係と実態にかんがみると、Zの本件各貸付けに係るビジネスは、構造的に法人格を濫用する違法なものと評価される余地があることを付言する」と説いているからである。担当裁判官は、本件取引は構造的に見て違法なものだと考えているのである。そうだとすれば、ZおよびYらの（共同）不法行為を認定することは、そう難しいことではないように思われる。

このように解するならば、ZとYらは、Xらに対する不法行為の結果、共同不法行為の加害者として（不真正）連帯債務を負う、という帰結を正当化することができる。ZおよびYらの行為は「消費貸借契約」と「不法行為」に区別することができ、法人格否認の効果が及ぶのは消費貸借契約に限られるので、不法行為の効果とし

てZとYらの各々が連帯して過払金の返還債務を負担することは何ら妨げられない、と説明するわけである。このように解することができれば、法人格否認の結果としてYらの法主体性が完全に否定されるという思わぬ波及効果を適切に制御することができるように思われる。

もっとも、このような解釈に対しては、貸付という一つの行為を自在に――一方で契約として、他方で不法行為として――操作的に捉える便宜主義ではないかとの批判がありえよう。しかし、不法行為は消費貸借契約の準備段階（Zによる助言行為の時点）から着手されており、消費貸借として評価される行為と完全に重なるわけではない。したがって、消費貸借契約においてYらの法人格を否定することと、不法行為の局面でYらの法人格を認めることとは何ら矛盾しない、ということができよう。

ただし、以上のような解釈論は、不法行為を認定できる場合にしか効用を発揮することができない。不法行為を認定できない場合には、そのような解釈論は成り立たないからである。①判決や②判決の事案は、そうした場合かもしれない。

(b) 法人格の温存

そこで、第二の解釈としては、より根本的に法人格否認の効果を再考することが考えられる。具体的には、同法理が適用されても、法人格自体は否定されることはなく、単にそれぞれが別の法主体であるということを主張できなくなる、と解する可能性を探求することになる。

こうした捉え方は、これまでも主張されてきたところである。いわく、「相手方は、会社、個人のいずれに対しても請求できる。例えば、取引の相手方は個人を被告とする訴訟において契約が個人との間に成立したことを請求原因とする場合、個人が個人の資格で契約を締結したものと主張しなくても、彼が代表者としての資格でなしたものであるが右の要件が存在するため会社法人格の機能は停止し彼が個人の資格でなしたのと同様の効果が

発生するという理由で、個人に対する請求権を基礎づけうる」[19]。

法人格否認の効果をこのように捉えると、法人格自体は否定されることなく温存されるので、①判決の事案では、個人の名義で締結した契約の効力が個人と会社の両方に及ぶと捉えることにつき、何らの障害もないことになる。また、②判決において、新旧二つの会社が両方とも賃料債務と明渡義務を負担するのは、二つの会社がともに賃貸借契約の当事者として法主体性を維持するからだと説明することができよう。

問題は、法人格との関係で、いかにすればこのような解釈を理論的に説明できるのか、である。というのは、先に述べたように、それは要するに、「Yらには法人格はないが、ある」と言っているに等しいからである。

ところが、この重要な点につき、学説はこれまで必ずしも十分には答えてこなかったように思われる。たとえば、①判決評釈において、「責任追求は、〔会社か個人の〕いずれか一方に対してしたために他方に対してすることができなくなるというものではない。相手方は、そのいずれに対しても同時にまたは時を異にしてこれをすることができると解すべきである」と述べる際[20]、そのことを法人格との関係でいかに説明するのかという問題はほとんど意識されていない。また、法人格否認の法理の実体法上の効果として、会社債務について株主も同様の債務を負担し、また、株主の債務について会社も同様の債務を負担することが認められる点で争いはないと述べるときも[21]、同様である[22]。さらに、本件と同類型の事案を念頭においた叙述において、同一の訴訟手続の中で原告が、一方で法人格を否認しつつ、他方で法人としての存在を前提とする主張をすることは妨げられず、その結果、会社債権者が会社を被告として会社債務の弁済を求めると同時に、社員を被告として法人格否認の法理に基づき会社債務の弁済を求めることができるのは、「特定の事案限り」において会社の法人格の独立性が否認されるからだと述べるだけでは[23]、説明として不十分であろう。のみならず、法人格否認の法理は会社の存在自体を否定するものではなく、「法人格否認により会社と個人の両者に契約責任その他の責任が生ずるとき、両者の責任を同時

に追及しうる」と説くに際して、そのことと「当該事案にかぎり、法人格（会社と社員の分離という法形式）の機能の停止効果を認め会社と社員を法律上同一視する」[24]という法人格否認の効果とが整合的と言えるのかという点は、問題にさえされていないように見える。このような学説の現状は、一つには、商法学上、法人格否認の法理に関して懐疑的な見方が有力であることから[25]、その効果に関して、法人格との関係を意識して理論的に考察するような雰囲気がないことに起因するのかもしれない。

この点をどう考えるべきか。問題の中核は、本判決が、Yらに法人格否認の法理を適用しつつも、結論的にYらの法人格の存在を認め、債務者有責判決の名宛人としていることをいかに正当化できるかである。このように、矛盾とも映るような判断が示されているのは、一方で、実体法的には、過払金の処理に際してYらの法人格を否認して関係者一同を一体的に扱う必要があり、他方で、手続法的には、本判決が確定したならば、その既判力をYらにまで及ぼして、XがZおよびYらの責任財産に対して強制執行ができるようにするためである。後者は、最高裁が、本件でいえばYらの法人格が否認されてZが有責判決を受けても、判決の既判力および執行力は当然にはYらには及ばないとしているので（上掲①判決および最判昭和五三年九月一四日判時九〇六号八八頁[26]）、判例の枠内における現実的な解決としては仕方がなく、むしろ現場の工夫として積極的に評価すべきであろう。

この点は、理論的には次のように説明することができるのではないだろうか。法人格否認の効果は、取引行為（貸付や弁済受領）の効果の帰属主体としてのYらの法人格の属性だけに影響を及ぼす。法主体としてZとYらが一体的に扱われるというのは、Yらの法人格のこの属性が奪われるからである。その結果、Zがした行為はYらのした行為として評価され、Yらがした行為はZのした行為として評価される。本判決が認定した上記①～⑫の事実は、あくまでも取引行為の効果の帰属主体としてのYらの法人格の属性を否定するためであり、かつその限りにおいてのみ有意性を持つものとして位置づけることができる。

これに対して、責任および責任財産の帰属主体（以下、単に「責任財産の帰属主体」という）としてのYらの法人格が否定されることはない。この部分に関する法人格の属性は温存され、したがってZおよびYらは、なお各々別個の責任財産の帰属主体として独立性を保つことになる。このように、実体法上、Yらは責任財産の帰属主体としての法人格の属性を維持するから、訴訟法上も、当事者適格が認められることになる（決して、その逆ではない）。実体法上、たとえば物上保証人は、権利・義務（被担保債権）の帰属主体ではないにもかかわらず、責任財産の帰属主体として一定の負担（法的拘束）を受け、自己の財産に対する債権者の執行を甘受しなければならない。法人格を否認された法人は、そのような物上保証人とパラレルの地位にある、と解することができよう。もっとも、物上保証人の責任は特別財産に限定されているのに対して、法人格を否認された法人の責任には限定がない点で、若干の相違はある。[27]

このように、法人格を「取引行為の効果の帰属主体」と「責任財産の帰属主体」という二つの属性に分解して、前者にしか法人格否認の法理は作用しないと理解することができれば、①判決や②判決も容易に説明することができるように思われる。本件についていえば、法人格否認の法理の適用の結果、Yらは、「取引行為の効果の帰属主体」としての法人格の属性を否定され、Zと共に〈貸主・ZおよびYら〉として一体的に扱われることになる。しかし、だからといって、ZおよびYらが「責任財産の帰属主体」としての法人格の属性を失うことはない、と解するわけである。[28]

もっとも、「取引行為の効果の帰属主体」の点に関しては、本判決が、貸主はあくまでもZだと評価していることと真っ向から矛盾していると批判されるかもしれない。けれども、判決がそう述べているのは、法人格否認の法理の適用という法的評価を加える以前の外形的・表面的な事実認定を示したに過ぎないと理解することができる。そのような事実認定と、法人格否認の法理の適用の結果、Yらも「取引行為の効果の帰属主体」として扱

われて貸主として法的に評価されることとは、何ら矛盾するものではないだろう。

以上のような解釈を前提にすれば、本判決が、過払金の返還につき、ZおよびYらはXに対して各々連帯債務を負担すると判示している点も容易に理解することができよう。なぜなら、Yらの責任財産の帰属主体としての法人格の属性は、法人格否認の法理の適用によっては否定されないので、ZおよびYらは、おのおの別個・独立の責任財産の帰属主体として、それぞれが過払金の返還債務を負担すべきだからである。ただし、XらとしてはZおよびYらの誰からであれ、過払金全額の弁済さえ受けることができれば十分である。だから、ZおよびYらは連帯債務を負担すると評価されたのである。法人格否認の場面において、複数の法主体が負担する各々の債務が連帯債務になるという点は、学説の説くところであったが[29]、これまで最高裁の判決においては正面から認められていない。当然というべきかもしれないが、この点も正当にも本判決が明らかにした点だと言えよう。

おわりに

最後に、大局的な歴史の流れの中に本判決を位置づけておこう。明治以来、高利に対する規制は、日本的な自由主義の旗印の下、立法上、極めて手薄な状態が続いてきた[30]。そのような状況下にあって、高利に対する戦いは、戦後日本の最高裁の象徴であった。とくに一九六八（昭和四三）年以降、判例は、ほぼ一貫して高利の借主を保護する方向で展開してきた。すなわち、まず、最高裁は、最大判昭和四三年一一月一三日（民集二二巻一二号二五二六頁）によって、それまでの判例を変更して、借主が、制限超過利息を支払った場合、貸主に対して――利息制限法の明文（一条二項、四条二項）[31]にもかかわらず――その返還を請求できる、と判示した。時まさに「六八年」、社会変革を切望する声が最高裁にも届いていたのかもしれない。この判決によって利息制限法の条文は

空文化したが、最高裁は当時のほとんどの学説による喝采を博することとなった。わが国では珍しい、明文に反する解釈といわれるものの誕生であった。

その後、若干の断絶を経て登場した画期的判決が、最判平成二〇年六月一〇日（民集六二巻六号一四八八頁）、いわゆる「元本踏み倒し」判決である。この判決において、最高裁は、反倫理的な暴利の取引行為によって生じた損害の賠償を求める場合、当該行為に基づいて得た利益（貸付元本）は、不法原因給付によって生じたものというべきであり、同利益を損益相殺ないし損益相殺的な調整の対象として借主の損害額から控除することは許されない、と判示した。そこでは、貸主の不法行為が明確な形で認められており、被害者たる借主は支払った利息のみならず、返済した元本を取り戻すことが認められている。この判決によって、暴利の取引行為を徹底的に押さえつけようという最高裁の立場は、一層鮮明になった[32]。

このように、歴史を振り返って長いスパンでみれば、裁判所は、非道な貸主のみならず、法律とも戦ってきたことが分かる。とくに、昭和四三年と平成二〇年の最高裁判決は画期的であった。今回扱った判決は、高裁レベルのものであるが、違法な利息徴収行為は決して許さないという気概に満ちたものだといえ、法の歴史をさらに一歩前に進める可能性を秘めたものだと考える。

［付記］

もともと本稿は、シンポジウムに出席する清華大学の同僚のため、中国語の翻訳原稿を予め用意することを目的として書かれたものである。その結果、日本の読者にとっては初歩的ないし当然の前提と思われるような法状況や社会状況についても触れるような内容になっている。今回、本誌に掲載するにあたっても、あえてその部分を削ることはしなかった。日本の読者にとっては自明の事柄も含まれているが、ご容赦願いたい。なお、当初の原稿には幾つかの点で不備があったので、今回、できるだけ補正・補充するように努めた。

（1）その根拠を、信義則・権利濫用の禁止（民法一条）に求めるか、または会社を法人とする規定（会社法三条）に求めるかに関しては争いがあるが、ここでは立ち入らない。
（2）加藤新太郎「複数の法人を悪用した貸金ビジネスの命運」民事判例Ⅵ二〇一二年前期一五一頁。
（3）信用保証協会は、信用保証協会法（昭和二八年八月一〇日法律第一九六号）によって設立される公益法人で、中小企業が市中金融機関から融資を受ける際に、その債務を保証することによって、中小企業の資金繰りの円滑化を図ることを目的としている。都道府県や大都市を単位として、全国に五二存在している。
（4）バブル崩壊後、銀行の貸し渋りにより資金繰りの悪化した中小企業による需要拡大に乗じて成長したのが日栄だが、出資法ギリギリ（グレーゾーン金利）の高金利設定、および、容赦の無い債権回収の手法等が社会問題化した。
（5）鬼頭俊泰・ひろば六六巻五号七一頁。
（6）大隅健一郎『私と商事判例』（商事法務研究会、一九七六年）一九七頁。とくに商法学においてはそうした問題意識が強いように見える（例、宮島司『新会社法エッセンス』（弘文堂、第三版補正版、二〇一〇年）一〇～一一頁）。
（7）野田宏・最高裁判所判例解説民事篇昭和四四年度（上）四三七頁。
（8）野田・同前。もっとも、そこで引用する奥山恒朗「いわゆる法人格否認の法理と実際」実務民事訴訟講座5（日本評論社、一九六九年）一六七頁は、法人格が否認されても会社の当事者適格が失われない点に、法人格否認の法理の相対的な性格が現れており、「本案の法律関係における法理の適用とその効果は訴訟上当事者適格には何らの影響を及ぼすものではない」、と説明している。
（9）野田・前掲注（7）四四〇頁注（4）。
（10）北沢正啓『会社法』（青林書院、第六版、二〇〇一年）二〇頁。
（11）森本滋「法人格否認の法理の新展開」新・実務民事訴訟法講座7（日本評論社、一九八二年）三六二頁およびその注（4）。
（12）大隅健一郎「法人格否認の法理について」（一九七一年講演）『私と商事判例』（前掲注（6））四九九～五〇〇頁（同『会社法の諸問題』（有信堂、新版、一九八三年）にも所収、二七～二八頁）。
（13）東條敬・最高裁判所判例解説民事篇昭和四八年度五一頁は、「旧会社の債務について新会社も責任を負わなけれ

ばならない」と判示したものとして、本判決を位置づけている。

(14) 法人格否認の効果に関しては、会社の存在を全面的に否定するわけではなく、特定のある局面において、会社の行為を株主個人の行為と同視し、また株主の有限責任を否定する、と述べられるに留まっている（例、龍田節『会社法大要』（有斐閣、二〇〇七年）六一頁）。

(15) 大隅健一郎＝今井宏『会社法論・上巻』（有斐閣、第三版、一九九一年）五四～五五頁。

(16) 大隅健一郎「会社の法形態の濫用」（初出一九五七年）『会社法の諸問題』（有信堂、増補版、一九六四年）三六頁。実際、そこでは、具体例に即した効果論が示されている。他にも、効果が画一的ではないことが説かれ（西島梅治「法人格否認の法理」法セミ一六五号（一九六九年）三〇頁）、また、法人格が否認される場合に、否認の対象が法人格の属性のどれであるか、否認の具体的内容として、Aの行為をBの行為と同様に扱うことなのか、AとBとの間に取引があってもなかったのと同様に扱うことなのか、通常の原則によればAだけが債務者であるのにBをも債務者として取り扱うことなのか等の場合を例示して、否認の意味には多様性があることが指摘されている（上柳克郎「法人論研究序説」論叢九〇巻四・五・六号（一九七二年）三一～三三頁（同『会社法・手形法論集』（有斐閣、一九八〇年）所収一二～一四頁）参照）。

(17) 本文で述べた問題分析の視角は、「法人格自体が、そもそも種々の意味を含む法律構成の略称というべきものであるから、法人格を否認するについても……法人格の中のどの属性を無視するのかという、法人格の否認の効果の面から、法人格否認の法理の展開を整序する必要が大きいのであって、この点は、今後の商法学に残された課題であろう」という指摘（鴻常夫「会社法総論の現代的課題」（初出一九七七年）『会社法の諸問題Ⅰ』（有斐閣、一九八八年）三八頁）を踏まえたものである。

(18) 法人格否認の法理が不法行為責任の場面にも及ぶのかについては議論があるが、この点には立ち入らない。

(19) 奥山・前掲注(8)一八八頁。

(20) 小川善吉・金法五六〇号一七頁。同旨、蓮井良憲・民商六一巻六号一〇八九～一〇九〇頁、同「会社法人格の否認」ジュリ四五一号（一九七〇年）一〇三頁。

(21) 後藤元「法人格否認の法理」会社法の争点（二〇〇九年）一一頁。

(22) ほかにも、田中誠二『会社法詳論・上巻』（勁草書房、三全訂、一九九三年）一一〇頁参照。

(23) 江頭憲治郎・新版注釈会社法(1)（有斐閣、一九八五年）七二頁。

(24) 森本滋・新版注釈民法(2)（有斐閣、一九九一年）一二六頁。

(25) たとえば、森本滋「いわゆる法人格否認の法理の再検討」論叢八九巻三号～六号（一九七一年）、江頭憲治郎『会社法人格否認の法理』（東京大学出版会、一九八〇年）、同「法人格否認の法理」商法の争点（一九七八年）、鈴木竹雄＝竹内昭夫『会社法』（有斐閣、一九八一年）一二～一三頁、森本滋『会社法』（有信堂高文社、第二版、一九九五年）五五～五七頁、神田秀樹『会社法』（弘文堂、第一四版、二〇一二年）四～五頁参照。

(26) 最判昭和五三年九月一四日（判時九〇六号八八頁）は、①判決に典拠しつつ、「権利関係の公権的な確定及びその迅速確実な実現をはかるために手続の明確、安定を重んずる訴訟手続ないし強制執行手続においては、その手続の性格上訴外会社に対する判決の既判力及び執行力の範囲を〔法人格の否定された〕上告会社にまで拡張することは許されない」と説いている。もっとも、後に最高裁は、これらの判決を引用した上で、第三者異議の訴えの原告に対して法人格否認の法理を適用して、「原告の法人格が執行債務者に対する強制執行を回避するために濫用されている場合には、原告は、執行債務者と別個の法人格であることを主張して強制執行の不許を求めることは許されない」と判示している（最判平成一七年七月一五日民集五九巻六号一七四二頁）。

(27) 法人格の問題は、債務者たる法人が破産によって解散した場合にも――保証人や物上保証人との関係において――顕著に現れる。そこには、法人格否認の法理と相通じる問題状況が見られる（金山直樹「破産免責・法人破産と時効」（初出二〇〇〇年）『時効における理論と解釈』（有斐閣、二〇〇九年）とりわけ五六〇頁以下参照）。

(28) 本文の叙述は、①判決の調査官解説において、「本件は……取引行為の効果の帰属主体に関するものである」と述べられていることに示唆を得ている（野田・調査官解説（前掲注(7)）四三五頁）。また、従来、ともすれば法人格否認の法理に関して、否認によってもたらされる効果と対応させないで抽象的・一般的に否認の要件が論じられてきたとして、法人格否認の法理の要件・効果レベルでの一体性を意識的に解体して、法人格の否認によりいかなる具体的効果がもたらされるのかを考慮しつつ要件論を組み立てるべきだという主張にも触発されている（江頭憲治郎「企業の法人格」（初出一九八五年）『会社法の基本問題』（有斐閣、二〇一一年）一一四～一二三頁）。なお、その立

場から法人格否認の効果を整理・分類して、(i)会社の金銭債務の株主への拡張（有限責任の排除）、(ii)株主・旧会社の金銭債務の新会社への拡張（強制執行免脱防止）、(iii)和解契約、競業避止義務等の特定債務の会社・株主間における拡張といった効果が認められると説かれているが（江頭憲治郎『株式会社法』（有斐閣、第四版、二〇一一年）四五頁）、本文の解釈論は、効果論のレベルで、これらの類型をすべて統一的に扱うことを志向するものである。

(29)　田中誠二・前掲書注(22)一一一頁、江頭・新版注釈会社法(1)（前掲注(23)）七二頁、森本滋・新版注釈民法(2)（前掲注(24)）一二七頁。

(30)　金山直樹『現代における契約と給付』（有斐閣、二〇一三年）三一三頁以下参照。

(31)　第一条二項「債務者は、前項の超過部分を任意に支払つたときは、同項の規定にかかわらず、その返還を請求することができない」、第四条二項「第一条第二項の規定は、債務者が前項の超過部分を任意に支払つた場合に準用する」。これらの条文は、現在では削除されている。

(32)　本判決については、金山・前掲書注(30)三七九頁以下参照。